

# 2023春闘妥結&調印



### 賞与配分率変更協議を合意

物価高騰への対応が期待される2023春闘は4月11日の第4回団体交渉後、4月26日に回答書が提出されました。執行委員会で誠意ある回答と評価して、5月21日の中央委員会で協議し、5月23日妥結・調印しました。今回回答書のポイントは大きく分けて3つあるので、各々よく確認してください。一つ目は賞与の項目で

「協議を始める」との文言が加えられたことで、これまで現状維持回答が続いていたことを踏まえ、一歩前進したと言えます。二つ目はその他の項目で大浴場改修やスマ配用端末支給等、労働環境改善に関して具体的に回答したこと。三つ目は解決一時金の総額が去年よりも上乗せされたことです。コロナ禍で減少した組合員数も戻りつつあるなかで協議を重ねた結果、引き出した回答に一定の評価をしたいと思います。

### 第2回中央委員会

2023年5月21日(日)9時から第2回中央委員会を開催しました。議長には山田賢和氏(5926)、書記には岡本達也氏(6034)が選任され、出席14名、欠席3名、委任状3通により、中央委員会が成立していることを宣言しました。

### 《委員長挨拶》

連合の報告によると、2023春闘は大手を中心に平均4%の賃上げとなり30年ぶりの高い水準

準と報じられていますが、それに伴い税金や社会保険料もあがるため、実質賃金は下がっているのが実態です。どの業界も人材不足に喘ぐなか、タクシー業界も例外ではなく、その稼働率はコロナ禍前の水準に戻っていません。稼働台数減少により一台あたりの単価は増えていますが、これはお客様の需要に対して、供給が追い付かず一時的なものでこの状況が続くとは考えにくいです。現在タクシー

きませんが、このまま空車不足が続くとライドシェアで補おうという流れになりかねません。ライドシェア合法化を公約に掲げている日本維新の会は、先日の地方統一選挙でも、議席を大きく伸ばしました。このまま勢力が拡大するとライドシェア導入に拍車がかかる恐れがあり、断固阻止していかねばなりません。今春闘回答ではスマ配用端末支給や風呂改修等を踏まえると14・24%の値上げのうち、8%以上は乗務

### 2023春闘回答書(抜粋)

- 1) 月例賃金
  - i、ii、iii、ivは現状のままとする。
- 2) 賞与
  - iは現状のままとする。
  - 但し、賞与については運賃改定を踏まえ、配分率及び算定營收区分変更についての協議を始める。
- 3) i 退職金制度の新設または企業年金制度を増額について、新設は困難ですが既存制度の増額については継続協議とする。
- 4) 労働補償
  - i、ii、iiiについては、現状のままとする。
- 5) 高速道路帰路料金の会社負担
  - i、ii、iiiについては、現状のままとする。
- 6) 積立有給休暇制度の新設
  - iについては現状での導入は困難です。
- 7) 指定感染症蔓延時の保障
  - i、ii、iiiについては現状のままとする。ivについての対策は徹底する。

### その他

- ①兼ねてより要望を受けていた5階浴場及び脱衣所の改修、及び和式トイレを無くし洋式へ変更する。
- ②スマ配受注率の向上を目的として、スマ配用スマートフォン端末を設置する。
- ③制服については今秋定期貸与時に、新たに導入予定の動きやすい素材のものに変更したものを全乗務員にジャケット、ズボン各1を貸与する。
- ④事務所内に社員が使用できるWi-Fiを設置する。
- ⑤駐車棟小便器の目隠しを設置する。

現状における最大限の回答として、貴労組へ解決一時金22,560,000円を支払うこととする。

### 2023春闘経過報告

- 2月19日 春闘(案)審議
- 2月23日 要求書提出
- 第1回団体交渉
- 3月14日 第2回団体交渉
- 3月31日 第3回団体交渉
- 4月11日 第4回団体交渉
- 4月26日 回答書提出
- 5月21日 中央委員会
- 5月23日 妥結&調印

員の賃金労働条件改善に反映されていると判断できません。中央委員の皆様は組合員の代表としてこの回答で妥結しても良いかどうかよく考え、活発な議論をお願いします。



《春闘回答》

●基本給のペアを中心に交渉したのか？(5002鈴木氏)  
 ↓今回交渉のメインはペアアップではありません。賃金体系は一部変更すると全体の見直しが必要になる為、短期間での調整は難しいから。しかし基本給だけの最賃割れは時間の問題であるため、会社側も賃金検討委員会を早急に行う必要があるとの見解を示しています。  
 ●一時金はどのくらい増額したのか？(6114大塚氏)  
 ↓去年は14、326、000円だったので8、234、000円の増額です。  
 ●退職金制度の新設が困難

であるのは何故か？(6114大塚氏)  
 ↓退職金はただ長く居るだけでも貰えてしまうため、「頑張った者が報われる」趣旨とは外れています。加えて最近では長く勤める人が減少しているため、今の状況で勝ち取ってもあまりプラスにならないと判断できません。しかし会社側は企業年金保険掛金の増額は考えてもよいと回答している。その際の交渉は進める予定です。  
 ●モニタリング満点の際、賞与ではなく現金で欲しい。(5002鈴木氏)  
 ↓現在協

「お客様に寄り添うサービス」  
 あなたはできていますか？

今回のモニタリング前半期、東洋は21位という残念な結果に終わりました。スタンダード10をこなすことは、日交乗務員として当然の義務です。しかしモニタリングの結果を見ると、最低限のマニュアルすらもこなせていない人がいるようです。新人の皆さんは意識せずともスタンダード10ができるまで、繰り返し練習しましょう。特にルート確認、シートベルトの声掛けが抜けがちです。すでにマニュアルがしっかり身についたベテランの皆さんは、お客様に感動を与える接客を目指していきましょう。  
 日本交通の社には「物心両面の幸せを実現して(中略)仕事を通して後世に徳を残す」とあります。これは高い業績を上げることを目標にするのではなく、お客様に満足してもらったために誇りをもって働き、自らも幸せになることを表しています。桜にNのもと続いてきた歴史を未来繋ぐことが、現在の乗務員の使命です。今後も日交のプライドを胸に一丸となつて「お客様に寄り添うサービス」を届けていきましょう。



議中です。  
 ●高速帰路料金会社負担を、帰庫まで1時間を切つていなくても最終営業が羽田終わりに適用してほしい。(6137金原氏)  
 ↓出来ません。そもそもその特例規定の適用は、遅番にだけ認められているもの。帰庫時の首都高利用を行っているのは早番も同じなのに認められていません。運用基準を守る事が大切です。  
 賛成13名、反対1名、委任3名のため妥結

《解決一時金配分方法》

●一時金が増額してのなかで出停者を配分ゼロにする必要はあるのか？(5151神村氏)  
 ↓例年通りの基準はあまり変更しない方がよいと思います。また組合員の品質に責任をもつことを条件に一時金を勝ち取っています。品質を守れなかった出停者に配分ゼロは妥当だと思います。  
 ●基本と優良の差がありすぎではないか？(6114大塚氏)  
 ↓去年と比較すると基本額を1万増額していますし、優良基準は二段階に変更しています。運賃改定が行われたからの半年が算定期間になりましたので妥当と考えます。  
 賛成11名、反対3名、委任3名のため可決

《その他》

●洗車屋の受付が事前の予約のみだと困る。(2839上田氏)



↓申し入れはしたが対応は厳しいとの回答でした。体調不良や急用で早退する場合もあるため、繰り返し申し入れます。  
 ●第2原因事故のメーター料金は誰が払うのか？(5606田中氏)  
 ↓どこに責任の所在があるかが重要です。空転処理はせず、未収で納金して会社が事故相手に請求します。  
 ●洗車代等、給与明細の項目が分かりにくい。(5614岡田氏)  
 ↓4月度は書式の変更に対応が追い付かなかつたそうです。5月度からは正しい表示になると聞いています。



メーデー中央大会



2023年4月29日(土)代々木公園において第94回メーデー中央大会が開催されました。様々な産別の労働者が集結し、笑顔あふれる未来を目指して力を合わせともに進むことを宣言しました。参加した組合員の皆様、大変お疲れさまでした。

《メーデースローガン》  
 支え合い・助け合う社会をつくり、くらしをまもる！笑顔あふれる未来をめざし力を合わせ、ともに進もう！

統一地方選挙の結果、連合東京が推薦する板橋区・北区の候補者は無事当選しました。ご協力くださった皆様、ありがとうございました。



《解決一時金の配分について》



【対象期間】  
 2022年5月16日(月)~2023年5月15日(月) ◎会社の優良乗務員表彰とは期間が異なります。  
 【配分条件】  
 2023年8月度の8月15日(火)まで在籍し、2023年5月16日(火)時点で本採用の組合員 ◎一時金を受け取った後、8月度まで在籍せず脱退または退職した場合、一時金は返金していただきます。(一斉積立返金分から差し引きます。)  
 【配分期間】  
 2023年6月15日(木)、2023年6月16日(金)は明番集会に参加された方のみ配分を行います。明番集会不参加の方への配分は2023年6月17日(土)~2023年6月30日(金)まで。時間は全日「午前8時30分~午後4時00分」  
 ◎期間を過ぎての配分は一切いたしません。  
 ◎尚、受け渡し担当者が留守の場合、受け取れない場合があります。  
 ◎2023年5月15日(日)時点で在籍している本採用の組合員全員にうどん・冷麦・素麺のいずれか一箱をお渡します。  
 ◎解決一時金の配分を受け取る際は、「免許証の提示」「組合バッジ・春闘バッジの所持の確認」をします。(但し、制服以外の場合は、バッジを持参してください)

種類	基本額	懲戒処分 出勤停止 処分者	優良基準 (加算)			モニタリング満点 (一件につき)
			賞取700万円以上 無事故 無違反 無苦情	賞取800万円以上 無事故 無違反 無苦情	無事故 無違反 無苦情	
一般組合員	30,000円	0円	30,000円	40,000円		5,000円  ※基本額「0」の場合は加算しません
嘱託組合員	10,000円					
組合加入 1年未満	10,000円					
定時制組合員	15,000円				15,000円	